**YLOニュースレター（2025年3月号）**

皆様

　ようやく春めいてまいりまして、桜の開花を迎えました。皆様、春の陽気の中で、いかがお過ごしですか。外に出て散歩もしたいのですが、花粉の飛散が「極めて多い」と天気予報で聞くとためらいがちです。春は不安定な季節ですが、世界の状況も不安定さが増してきています。

　皆様、自ら考えて、身を処していかなければならない時代になります。よろしくお願いいたします。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、**3月13日**に、**シノプシス・インク（SYNOPSYS, INC.）**による**アンシス・インク（ANSYS, Inc.）**の買収について、当事会社グループから**独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出**を受け、審査を行った結果、当事会社グループに対し、本日、**排除措置命令を行わない旨の通知を行った**。シノプシス・インクは、半導体チップの設計、解析及び製造を支援するために使用 されるEDAソフトウェアの提供業等を営んでいる。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250313_kiketsu_sa.html>

〇　**公正取引委員会**は、**3月11日**に、「**下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」**が閣議決定された旨を公表した。新法律は名称も変わり、「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する 代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」 「**受託中小企業振興法**」とそれぞれなります。施行は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」定められる。今後、**法律改正となる見込み**であり、国会の審議を注視していく必要がある。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311\_kakugikettei.html

○　最近、**公正取引委員会**は**下請け法違反**で**勧告を出す事例が多く**なっている。我が国の下請事業者が下請代金の引き上げ交渉などで不利に扱われてきた慣行に対して積極的にメスを入れようとしているようである。**クノールブレムゼ商用車システムジャパン株式会社に対する勧告**、**株式会社フタバ九州に対する勧告、株式会社日本セレモニーに対する勧告**等がある。優越的地位の濫用や下請法違反とならないように注意が必要である。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250319\_knorr-bremse.html

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250307\_kyuusyu\_shitauke.html

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250306_nihonceremony.html>

〇　**公正取引委員会**は、**3月14 日**に、「**令和６年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえた事業者名の公表**について」とする公表基準を発表した。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250314\_kakakutenka.html

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）